

特定第一種国内希少野生動植物種に関する
特定国内種事業届出事項変更届出書

※灰色網掛けは補足説明、赤字は記載例です。

令和〇年〇月〇日

〇 〇 環 境 局 長 殿
農 林 水 産 大 臣 殿届出の提出日（変更
から 30 日以内）を記
す。

事業者の所在する都道府県を管轄する地方環境局に届出書を 1 部御提出ください。

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/contact/index.html>

届出提出前にお問い合わせください。形式の整わない届出、内容に誤りのある届出については、有効な届出とは認められません。

※「届出簿」とある項目は、特定国内種事業者届出簿（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>）において公表される事項です。

※「表示事項」とある項目は、特定国内種事業者が、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をする際に表示することを義務づけられている事項です。

届 出 者

※個人の場合、法人の場合のいずれかを選択して記入してください。

☐ 個人の場合 ※個人事業主を含む。

氏 名	
※届出簿・表示事項	

☒ 法人の場合

名 称	
※届出簿・表示事項	(株) 環境園芸
代 表 者 の 氏 名	
※届出簿・表示事項	自然 花子
担 当 者 の 氏 名	
	自然 太郎

住 所	〒XXX-XXXX
※届出簿・表示事項	東京都〇〇区〇〇-〇〇
電 話 番 号	XX-XXXX-XXXX
E - m a i l	xxxxx@xxx.xxx
届 出 番 号	
※届出簿・表示事項	00-0001

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき届け出した事項に変更があったので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設	名 称	環境園芸 霞が関本店
	所 在 地	東京都〇〇区〇〇-〇〇
特定国内種事業の届出	届 出 年 月 日	令和〇年〇月〇日
	届 出 先	〇〇環境局、農林水産省
特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の名称		オキナワセッコク 個体、器官（花、茎） キバナシュスラン ※追加 個体、器官（花、茎） ナンバンカモメラン 個体 ☐ 別紙参照

国内希少野生動植物種一覧（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>）又は種の保存法関係 様式等 環境省（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>）の「種の保存法における規制対象種一覧」を参考に、特定第一種国内希少野生動植物種の種名（和名のみで可）を記載してください。

また、取り扱う対象（個体・器官（一部の種について該当あり。花、茎、葉等の名称を記載。「種の保存法における規制対象種一覧」を参照。）を記載してください。

届出済みの種も記載する必要があります。種の追加、削除に当たっては、どの種が変更されたか分かるよう、追加の場合は「※追加」と記載し、削除の場合は取消し線を引いてください。

種数が多い場合は、「別紙参照」にチェックを入れ、別紙に記載してください（参考様式参照）。

- ・変更した事項が繁殖施設に関するものの場合は、変更後の繁殖施設の規模及び構造が分かる図面及び写真、地図を添付してください。
- ・変更した事項が対象種の追加の場合は、追加する対象種の名称を記載してください。
- ・繁殖させる場合には繁殖方法及び繁殖計画についても記載をお願いします。詳細は様式 34 を参考にしてください。
- ・届出の日時点で、対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を保有している場合は、由来（繁殖個体等、野生個体等又はその他（適法に輸入されたもの等）の別）、区分（個体・器官の別。器官にあってはその名称を記載すること。）ごとの数量、取得時期（自ら繁殖した場合は除き、規制開始前取得の場合はその旨を記載すること。）及び入手方法（繁殖個体等の場合は自ら繁殖させた場合は「繁殖」、購入した場合は購入先、野生個体等の場合は捕獲採取場所及び許可番号（規制開始後に限る）、その他の場合は輸入先等）を記載してください。

変 更 し た 事 項	・対象種（キバナシュスラン）の追加 ・繁殖計画：キバナシュスラン 年間 5 個体程度 4～8 月に株分け・挿し芽を行う。 8～11 月に結実した種子を採取し、実生を栽培する。 ・特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の保有数量 繁殖個体、個体、7 取得時期 平成 27 年（規制開始前取得） 購入先 〇〇店 ☐ 別紙参照
変 更 し た 年 月 日	令和〇年〇月〇日
変 更 の 理 由	業務拡大に伴い、取扱種数を増やしたため。
備 考	

- 注 1 届出は、変更があった日から 30 日以内に行うこと。
- 2 届出者については、個人の場合又は法人の場合いずれか該当するものにチェックをし、個人にあつては氏名、法人にあつては名称及び代表者の氏名、担当者の氏名を記載すること。また、住所及び連絡先、届出番号を記載すること。
- 3 「特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の名称」欄には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の別表第 3 に掲げる名称（和名のみで可）を用い、区分（個体及び器官の別（器官にあつては、その名称））を明らかにして記載すること。種の追加、削除に当たっては、いずれの種が変更されたか分かるよう記載すること。

多数の種を届け出るに当たっては、届出書を 1 部作成し、「別紙参照」にチェックを入れ別紙を添付していただくことで差し支えありません（参考様式参照）。

- 4 繁殖施設の内容に変更があった場合は、変更後の施設の規模及び構造を明らかにした図面、写真を添付することなどにより、変更後の施設の概要が明確にわかるようにすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。